

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和元年12月5日(木)午後1時25分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成	
2番	村	田	正	己	
3番	山	本	喜	八	郎
4番	中	西	義	晴	
5番	吉	川	敏	彦	
6番	上	田	幸	子	
7番	田	中	壽	嗣	
8番	内	田	裕	夫	
9番	小	寺		均	
10番	西	村		裕	
11番	南		和	弘	
12番	(欠		員)		
13番	林			勉	
14番	田	口	洋	輔	
15番	曾	束	竹	司	
16番	南		秀	和	
17番	内	田	孝	司	
18番	小	森	保	豊	
20番	林		吉	一	

4. 欠席委員

19番	茨	木		清	
-----	---	---	--	---	--

5. 会議録署名委員 1 番 藪 内 義 成
 1 4 番 田 口 洋 輔

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	武 田 隆 弘
農業委員会事務局	田 口 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀

7. 委員会に説明員として出席した者の職氏名

事業建設部産業課振興係係長	嶋 田 悦 生
事業建設部産業課振興係主査	小 野 智 之

8. 議 事

- 議案第 1 号 久御山農業振興地域整備計画の変更に関する
意見について（農業振興地域整備計画変更）
- 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
（ 3 条許可）
- 議案第 3 号 非農地証明交付願について（非農地証明）
- 議案第 4 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状
況の確認について（納税猶予（中間））
- 議案第 5 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状
況の確認について（納税猶予（出口））
- 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決
定について（利用権設定）

9. 会議の経過

(事務局)

それでは、ご案内をしておりました時間より若干早いですけれども、欠席届を出していただいている委員さん以外のご出席がありましたので、はじめさせていただきます。令和元年第12回久御山町農業委員会定例総会に先立ちまして、議案第1号の久御山農業振興地域整備計画の変更に関する意見につきまして、説明員として、事業建設部産業課から嶋田係長、小野主査にご出席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

また、令和元年11月26日付けで、農業委員会事務局に人事異動がありましたので、ご報告させていただきます。

梶原局長が令和元年10月24日より3ヶ月間の病気休暇をとられることになりましたので、事業建設部産業課「武田課長」が農業委員会の事務局長を兼務されることになりました。

それでは武田局長、一言ごあいさつをよろしく願います。

～ 武田局長 あいさつ ～

(事務局)

ありがとうございます。これより進行を武田局長にお願いしたいと思います。

(事務局長)

それでは、令和元年第12回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

なお、本日は茨木委員から欠席届けをいただいておりますのでご報告させていただきます。本日の出席委員は、農業委員が13名中13名、農地利用最適化推進委員6名中5名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 久御山農業振興地域整備計画の変更に関する意見
について（農業振興地域整備計画変更） 1件
- 農地法第3条の規定による許可申請について
（3条許可） 3件
- 非農地証明交付願について（非農地証明） 1件
- 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の
確認について（納税猶予（中間）） 1件
- 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の
確認について（納税猶予（出口）） 5件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定に
ついて（利用権設定） 5件

議事に入る前に、本日の議事録の署名委員の指名を
いたします。1番の藪内委員、14番の田口委員、ど
うぞよろしく願いをいたします。

それでは、議案第1号久御山農業振興地域整備計画
の変更に関する意見について、を議題といたします。
受付番号1について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる11月25日に実施しま
した現地調査委員名を報告させていただきます。な
お、敬称は略します。

- 2番 村田委員
- 7番 田中会長
- 11番 南和弘委員
- 13番 林勉委員
- 15番 曾束委員
- 20番 林吉一委員

事務局2名と産業課2名により実施しております。

(事務局)

それでは議案第1号受付番号1につきまして議案書1ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちらにつきましては、いわゆる農振農用地の除外の案件でございます。農家用住宅を建設するにあたりまして、久御山町が農用地除外をすることにつきまして、意見を求められているものでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては、本日、出席いただいております事業建設部産業課振興係より説明をよろしくお願いいたします。

(産業課)

産業課振興係の小野と申します。座って説明をさせていただきます。失礼します。

それでは最初になんですけども、ご存じの方もおられるとは思いますが、農振法について簡単に説明させていただきます。農振法とは、農業振興地域整備計画に関する法律で、昭和44年に施行されまして、本町では昭和47年2月に農業振興地域の指定を受けまして、昭和49年5月に農用地の指定としております。農業振興地域は、農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用の見地から、長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域とされておりまして、また農業振興整備計画については、農業振興の基盤となるべき農用地の確保、農業生産基盤の整備の計画的な実施、その効果の維持、保全並びに農業構造の改善の推進を図るため、農業振興地域における農業上の土地利用の計画化を図る目的で行われております。市町村の農業振興地域整備計画の変更については、町の施策や線引き見直し時に行う特別管理と、今回のように個々の農振農用地除外を行う一般管理というものがああります。今回のような、個々の農振農用地の除外についても、農業振興地域の整備に関する法律施行令及び施行規則に

(産業課)

だきます。先ほど土地の選定理由でも申しましたとおり、現在の土地がいびつな形状の残地となっていること、申請地は道路と畑かん施設、水路に隣接しておりまして、近隣への影響も少なく、南側道路をはさんだ畑に農業用倉庫やハウスも所有されておりまして、農業経営の利便性が高いこと、また申請地以外の所有地する農地は全て周りが農地となっておりまして、隣接している中にあるということなので、日当たりや出荷など近隣の農作業に支障が出る可能性が高いことや、農用地の利用集積に支障が出ることなど、周りへの影響が大きいことが想定されることから、申請地において農業用住宅を建築することが適当とし、代替地がなく要件を満たすものと判断されております。要件の5については、農業生産基盤整備事業を活用した土地ではありませんので要件の対象外となりまして、除外に必要な5要件全てを満たしているとは判断しません。なお、今説明させていただきまして5つの要件を満たしているという場合でも、無条件で除外ができるというわけではありません。あくまで除外の申出を提出するため、申出をするためのスタート段階ということになりますので、今回の申出も5つの要件を満たしているから除外が決定したということではございません。農業委員会さんの意見を確認させていただいたり、関係機関の意見や京都府との協議を経て除外ができるかどうかを決定するということになります。説明のほうは以上です。

(事務局)

ありがとうございました。本件につきましては、さきほど申し上げましたとおり、農用地除外につきまして、町長より意見を求められているものでございます。

それでは会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告と農政情報部会におきましても現地の確認をしていただいております。農政情報部会長から、まとめて報告をお願いをいたしたいと思います。

(●●●委員)

議案第1号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

なお、本日の案件につきましては農政情報部会の案件となっておりますので、令和元年11月13日に開催いたしました農政情報部会において、本件の協議を行い、農政情報部会といたしましての意見をまとめましたので報告いたします。

農政情報部会としては、上下水道管が現時点では整備されておらず、車の出入口となる南側が農道に面していることから、農用地の除外にあたっては、周辺の農家に迷惑のかからないよう十分配慮いただきたいという意見を出しましたので、皆さまの協議をよろしくお願いいたします。

(会長)

ご苦労様でした。それでは、議案第1号受付番号1の説明、それからまた現地調査の報告並びに農政情報部会の報告が終わりました。この件につきまして、何かご意見があったら賜りたいと思います。何かご意見はございませんか。

どんなことでも結構です、よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号1について、久御山町農業委員会の意見としては、「上下水道管が現時点では整備されておらず、車の出入口となる南側が農道に面していることから、農用地除外にあたっては、周辺の農地に迷惑がかからないよう十分

(会長)

配慮をいただきたい」として、町長のほうに回答することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第1号受付番号1については、「上下水道管が現時点では整備されておらず、車の出入口となる南側が農道に面していることから、農用地除外にあたっては、周辺農家に迷惑がかからないよう十分配慮をいただきたい」と意見をしまして、町長に回答いたします。

それではここで、産業課の方の説明が終わりましたので退室のお願いをいたします。

～ 産業課 退席 ～

(会長)

続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

受付番号26について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号26につきましては議案書2ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本件につきましては、初めての案件でございます。地役権設定の案件でございます。こちらにつきましては、説明資料といたしまして皆さまのお手元に右肩に資料Bと書かれたA4、1枚の資料をご覧ください。こちらに書かれてますとおりですね、地役権とは自分の土地の便益のために他人の土地を利用する権利ですということでございます。この時の自分の土地の事を要役地、他人の土地の事を承役地というふうに言うとなっておりますところでございます。具体的な事例といたしまして、下に書かれておりますようによく使われるのは、通行のために他人の土地を使用する通行地役権、高圧送電線の安全確保のための送電線路敷設地役権というようなものがあるわけでご

(事務局)

ございます。今回の案件につきましては、備考欄にありますとおり、地下1.25メートルから2.6メートルの位置にガスを埋設するというようなものでございまして、イメージ図でございしますが右側の図にあるようなかたちで他人の土地にそういう地役権を設定して、ここの所に通行したり配管を通したりするというようなものでございます。また、要役地と承役地につきましては通行地役権の場合はこの図のようなかたちで隣接しておりますけれど、送電線路敷設地役権の場合であったりとか、今回のガスの場合によりますと、要役地は遠隔地の発電所や変電所というようなこともありえるというものでございます。また参考にですね、承役地の登記簿のイメージと要役地の登記簿のイメージを付けさせていただいております。双方の登記簿の権利部乙区のところにですね、地役権設定であるとか要役地地役権というのがこのように設定されて、登記簿を見てもそういうのが設定されているというのがわかるようになっていおるところでございます。それでは、説明は以上といたしまして、案件のほうにもどっていただきまして説明を続けさせていただきます。

こちら案件書の備考欄にございますとおり、今回の要役地につきましては、久御山町●●●●●●●●となっておりまして。今回の承役地ですね、権利を設定するところが●●●●●●●●●●となっておるところでございます。なお、こちらの場所につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。2ページ、こちらのほうがいわゆる承役地になります。●●●●●●●●●●のこの一部分にガスを埋設するというものでございます。それでは、要役地はどこかといいますと、この同じ資料の3ページをご覧ください。3ページ、こちらは●●●●●●●●のほうが要役地となるんですけれども、この地図の左上のほうに位置しておりまして、こちらはガスの中継施設となっ

(事務局)

ておるところでございます。こちらの土地のために●●●の土地を利用するというものでございます。なぜこのようなかたちになっているかといいますと、こちら●●●●●●●●の交差点のところでございますが、地下道が通っておりまして、地下深くガスを配管すると相当な費用がかかるためにですね、この地下道を迂回するがために農地のほうを通ったというようなことでございます。ということで、これは24号線ができた時分からあるようなものでございまして、その経過については、経緯書でありましたり顛末書を提出した上で、この3条の許可申請書を提出いただいております。説明は以上といたします。

それでは会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、報告をお願いいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号26の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題のないものと思われまます。以上です。

(会長)

ただ今、議案第2号受付番号26の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。

(事務局)

すみません。事務局からひとつ、補足の説明をさせていただきます。こちら議案書の3ページのほうに農地法第3条調書を付けております。こちら、相手の地役権者につきましては農家ではありませんので、第2項第1号から7号までのところにつきましては、地役

(事務局)

権設定のため判断の項目には該当しておりません。地役権設定の場合は、一番下の処理基準第3の2の(1)区分地上権等というところがございます。こちらが新たに設けさせていただいております項目でございます。権利の設定に係る農地やその周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ている、という場合に3条許可ができるというふうになっております。こちらの、妨げとなる権利を有する者というのが、例えばこの農地を借っている者とかになるわけでございますけれども、当該農地につきましては誰も借りておられるかたはおられないというものでございます。それをふまえて、審議をよろしくお願いいたします。

(会長)

ただ今、事務局より追加の説明がございました。それをふまえて、合わせて、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号26に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、受付番号27について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号27につきましては議案書4ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真4ページをご覧ください。

(事務局)

また、こちらにつきましても、議案書 5 ページにお付けしております農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書もご覧になり、審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

議案第 2 号受付番号 27 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題のないものと思われれます。以上です。

(会長)

議案第 2 号受付番号 27 の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 2 号受付番号 27 に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、議案第 2 号受付番号 27 について、許可することに決定をいたします。

続きまして、受付番号 28 について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第 2 号受付番号 28 につきましては議案書 6 ページをご覧下さい。内容につきましては記載のとおりでございます。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 5 ページをご覧ください。

また、こちらにつきましても、議案書 7 ページにお付けしております農地法第 3 条調書もご覧になり、審議をお願いいたします。

それでは会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

議案第 2 号受付番号 28 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題のないものと思われます。以上です。

(会長)

ただ今、議案第 2 号受付番号 28 の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 2 号受付番号 28 に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第 2 号受付番号 28 について、許可することに決定をいたします。

続きまして、資料 8 ページです。議案第 3 号非農地証明交付願について、を議題といたします。受付番号 4 について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第 3 号受付番号 4 につきましては議案書 8 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本件につきましては、農地法施行以前

(事務局)

より居宅敷地として利用されているというものでございます。農地法施行以前ですね、昭和27年以前からということでございます。参考資料といたしまして、皆さまのお手元にお配りしております資料Cと書かれた資料のほうも合わせてご覧ください。こちらは、非農地証明の取扱いについてということで、昭和52年の京都府農林部長から出た通知でございます。非農地証明の交付基準のところの下線部を引かせていただいておりますが、今回はこのカッコの2のところ、人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が農地法施行日（昭和27年10月21日）前になされていたものに該当するものではないかと事務局では考えているところでございます。また、参考の資料といたしまして、航空写真を、2枚目のほうでございます。こちら地理院の地図でございますが1945年から1950年というような航空写真がございまして、赤枠で囲っておるところが今回の申請地でございます。

なお、所在地につきましては、別の資料の詳細地図及び該当農地の写真の、こちらは6ページをご覧ください。現状、このようなかたちで使われているということでございます。

それでは会長、よろしく願いいたします。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いいたします。

(●●●委員)

議案第3号受付番号4の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

ただ今、議案第3号受付番号4の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はござ

(会長)

いませんか。

非農地証明です、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号4について、非農地として証明書を交付することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、非農地として証明書の交付をいたします。

続きまして、議案第4号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予(中間)を議題といたします。受付番号1について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号1につきましては議案書9ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちら、タイトルにございます納税猶予(中間)とありますとおりですね、この農地につきましては利用権設定がなされておりました、備考欄に書かれておる方に貸されているというようなものでございます。ですので、相続開始年から20年は経過しておるんですけれども、この度、納税猶予の免除とはなりませんけれども、20年の節目ということで、税務署から現在の利用状況の確認をしろということで調査が来たものでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、報告を願います。

(●●●委員)

議案第4号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

(事務局)

ございます。

会長よろしくお願ひいたします。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願ひいたします。

(●●委員)

それでは、現地調査の報告を行います。議案第5号受付番号20の案件につきまして、この当該地におきましては、特に問題ないものと思われます。

(会長)

ただ今、議案第5号受付番号20の説明と報告が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませぬか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようございませぬ。

採決に入りたいと思ひませぬ。議案第5号受付番号20について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願ひませぬ。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたしませぬ。

これから審議をしていただく議案第5号受付番号21につきましては、●●委員に係る案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願ひいたします。

(●●委員 午後2時0分 退席)

(会長)

それでは、受付番号21について、事務局より説明を願ひませぬ。

(事務局)

議案第5号受付番号21につきましては議案書11ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真12ページと13ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしく申し上げます。

(●●委員)

同じく議案第5号受付番号21の案件につきまして、現地調査の報告を行います。

当該地は、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

ただ今、議案第5号受付番号21の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号21について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

(●●委員 午後2時2分 入室)

(会長)

続きまして、受付番号22について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第5号受付番号22につきましては議案書12ページをご覧ください。内容につきましては記載のと

(事務局)

おりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真14ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いたいたします。

(●●委員)

引き続きまして、議案第5号受付番号22の案件につきまして、現地調査の報告を行います。

本当該地におきましても、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

ただ今、議案第5号受付番号22の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号22について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

続きまして受付番号23について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第5号受付番号23につきましては議案書13ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

- (事務局) 所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真15ページから17ページ、15、16、17ページをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、現地調査の報告を引き続き●●委員、よろしく申し上げます。
- (●●委員) それでは引き続き、議案第5号受付番号23の案件につきまして、報告いたします。
本件の該当地につきましても、特に問題はございません。
- (会長) はい、ご苦労様でした。議案第5号受付番号23の説明と報告が終わりした。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

引き続き納税猶予の出口の部分ですけど、よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第5号受付番号23について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

続きまして受付番号24について、事務局より説明を願います。
- (事務局) 議案第5号受付番号24につきましては議案書14ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

- (事務局) 所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 18 ページをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、現地調査の報告を、引き続きになりますけどよろしく申し上げます。
- (●●委員) それでは議案第 5 号、最後の受付番号 24 の案件につきまして、現地調査の報告を行います。
本件の当該地につきましても、特に問題ないものと思われまます。
- (会長) 議案第 5 号受付番号 24 の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第 5 号受付番号 24 について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

続きまして議案第 6 号に入りたいと思います。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について、利用権設定を議題といたします。
受付番号 69 について、事務局より説明を願います。
- (事務局) 議案第 6 号受付番号 69 につきましては議案書 15 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本件の借手につきましては、農地

(事務局)

所有適格法人でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真19ページをご覧ください。

利用権の設定につきましては、本日5件ございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いをいたします。

(●●委員)

議案第6号受付番号69の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第6号受付番号69の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第6号受付番号69について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号70について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第6号受付番号70につきまして議案書16ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本件の借手につきましても、農地所

(事務局)

有資格法人でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真20ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いたいたします。

(●●委員)

議案第6号受付番号70の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地について、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長)

議案第6号受付番号70の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないよう
でございます。

それでは採決に入ります。議案第6号受付番号70
について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお
願いたいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしま
す。

これから審議をしていただく受付番号71と受付
番号72については、●●委員に関する案件でありま
すので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に
基づき議事参与の制限によりまして、審議の開始から
終了まで退席をお願いいたします。

(●●委員 午後2時10分 退席)

(会長)

それでは、受付番号 7 1 と受付番号 7 2 は、借り手が同じでございますので、まとめて審議をいたします。それでは事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第 6 号受付番号 7 1 につきましては議案書 1 7 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本件の借手につきましても、農地所有適格法人でございます。

この案件の所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 2 1 ページをご覧ください。

続いて、議案第 6 号受付番号 7 2 につきましては議案書次のページ、1 8 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

こちらの所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 2 2 ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひいたします。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願ひいたします。

(●●委員)

議案第 6 号受付番号 7 1 と 7 2 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第 6 号受付番号 7 1 と受付番号 7 2 の説明と報告が終わりました。この 2 件について、特にご意見とご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 6 号受付番号 7 1 と受付番号 7 2 について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長) 全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後 2 時 1 2 分 入室)

(会長) 続きまして受付番号 7 3 について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議案第 6 号受付番号 7 3 につきましては議案書 1 9 ページと 2 0 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちらの借手につきましても、農地所有適格法人となっております。議案書 2 0 ページにつきましては、利用権を設定するものの持分の詳細となっております。ご了承ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 2 3 ページから 2 5 ページ、2 3、2 4、2 5 をご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長) それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いたします。

(●●委員) 議案第 6 号受付番号 7 3 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地につきましては、特に問題ないものと思われま。

(会長) ただ今、議案第 6 号受付番号 7 3 の説明と報告が終わりました。この件について、特にご意見ご質問はございませんか。

よろしいか。特にご意見ご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第6号受付番号73について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これで、本日予定をいたしておりました審議は全て終わりたいと思います。

本日は報告事項はありません。

午後2時26分 終了
